

事 務 連 絡
平成30年9月10日

各都道府県
高等学校等就学支援金担当課
高校生等奨学給付金担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
財務課 高校修学支援室

平成30年北海道胆振東部地震により被災した高校生等への修学支援
に係る事務の取扱いについて

この度、参考資料のとおり、「平成30年北海道胆振東部地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」（平成30年9月7日付け30文科初第796号文部科学省初等中等教育局長通知）を发出したところです。

当該通知において、高校生等の修学支援について御対応をお願いしているところですが、その事務の取扱いに当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校等に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくとともに、必要な支援・指導をいただくようお願いいたします。

なお、被災した高校生等の修学支援に係る事務の取扱い等について、御不明点などございましたら、本件連絡先まで御連絡下さい。

記

1. 高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金について

高等学校等就学支援金等及び高校生等奨学給付金については、被災した高校生等の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮して柔軟に御対応いただくこと。また、高等学校等就学支援金については、別紙の「被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い」を踏まえて御対応いただきたいこと。

2. 高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）等について

被災により年度の中途において家計が急変した高校生等に対し、授業料減免措置により被災した高校生等に必要な支援を行っていただきたいこと。

この場合、

- ① 公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）

② 私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金のそれぞれ対象となり、本年度に申請いただければ国として支援を行うこととなるので、下記本件連絡先まで御相談願いたいこと。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局財務課高校修学支援室

就学支援金関係：03-6734-3578

奨学給付金関係：03-6734-3170

家計急変世帯への支援

公立高等学校等：03-6734-3567

高等教育局私学部私学助成課

家計急変世帯への支援

私立高等学校等：03-6734-2547

被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関する取扱い

○ 申請期限に間に合わない場合

被災した生徒等からの就学支援金の申請については、各都道府県で設定する申請期間を延長するなど、柔軟に対応をお願いします。また、就学支援金は原則、申請のあった月からの支給となりますが、申請が遅れる場合についても、以下を参考に柔軟な対応をお願いします。

被災により市町村が課税証明書等（納税通知書、生活保護受給証明書等を含む。）を発行できないなど、保護者等の課税証明書等の取得の遅れによって、申請書の提出期限に間に合わない場合には、申請書のみを先に提出させ、課税証明書等は後に補填することにより対応する（申請日は申請書等の提出日とする）ことが可能です。（事務処理要領（第5版）35ページ）

また、被災により申請そのものに時間を要し、申請が遅れるような場合には、法6条3項に規定する、「やむを得ない理由」により申請することができなかった場合として対応することが考えられます。

「やむを得ない理由」により受給資格認定申請を行うことができない場合、申請が可能となってから15日以内に申請すれば、被災した日に遡及して認定をすることができるため、被災した生徒等の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。（事務処理要領（第5版）34～35ページ）

なお、「やむを得ない理由」に該当すると判断されれば、罹災証明書の提出は必ず必要とされるものではありません。

○ 保護者等が亡くなった場合

保護者等の変更について届出が必要となりますが、その際、生徒等の心情への配慮や、個別の事情に応じて、生徒等の意思を確認した上で、学校が生徒等の代わりに作成・提出していただくことは可能です。保護者等の変更の届出により、就学支援金の支給額が増額される時は、収入状況届出書等の提出があった日の属する月の翌月分から（提出があった日が月の初日である場合は当該月分から）支給額が変更されます。（事務処理要領（第5版）39ページ）

○ 授業料の徴収における配慮について

原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑み、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒等の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本です。例外的に就学支援金相当額を差し引かずに、授業料全額分を徴収する必要性が生じる場合であっても、従前よりお伝えしているとおり、授業料を

負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、被災した生徒・保護者等の負担にも十分に配慮するよう各学校に対して周知をお願いします。（事務処理要領（第5版）12～13ページ）

○ 生徒等の心情への配慮について

高等学校等就学支援金の申請書において、保護者等の収入の状況欄をチェックボックス方式とするなどと併せて、生徒等のプライバシー等への配慮をお願いしてきたところです。被災した生徒等の申請事務手続においても、生徒等の心情への配慮をお願いします。